



地藏尊

この地藏尊は金山領の県道と青江湾埋め立て地方行き
の道路の交差点北側にある。

延享5年(1748)4月に建てられた古いもので、この道
の北側の低地が浜辺であったところを拝領して次々に開作
にしたのが金山氏で、この地を高潮災害から守るため、祈
願して建てられたものであろうが、今は大型トラックが絶
え間なく行きかうので交通安全を見守る役を引き受けてお
られる。

帽子も衣装もお以合いのもので、供花もいつもいきいき
としたものが供えられている。付近の人々の温かい心が伝
わってくる。

今月の主な内容

- 2・3ページ 秋の火災予防運動。明日を築く青少年に温かい
思いやりを
- 4・5ページ みんなの健康
- 6・7ページ 公民館だより
- 8・9ページ 郷土小史。土地や建物を売ったときの税金の
計算方法
- 10・11ページ 従業員に退職金制度を。中小企業労働者共済
会に加入しましょう
- 12ページ お知らせ



逃げる犯人追いかける村本さん

空き巣犯人逮捕

模擬訓練を実施

十月十一日から二十日までの十日間、全国いっ斉に防犯運動が行われました。

この運動の一環として、小郡警察署と秋穂町防犯対策協議会が、十月十二日昼から、下村・村本マスコさんかたが被害にあわれるということを想定した模擬訓練を実施しました。

事件は犯人(小郡署員)が勝手口から侵入、台所においてあった財布(現金千円在中)一個を盗みポケットに入れたところをみつき、「ドロボー、ドロボー」と叫ばれて犯人があわてて祇園町方面に逃げるのを確認した村本さんが隣家の主婦(市嶋静子さん)

小郡警察署
秋穂町防犯対策協議会

毎日が防火デーです



ぼんの家

秋の火災予防運動

11月26日～12月2日

本年も火災の起こりやすい時期を迎え、全国いっ斉に秋の火災予防運動が行われることになりました。

この運動を行うことにより町民一人ひとりの防火意識をたかめ、火災の発生を防止し、悲惨な焼死事故や、貴重な財産の損失を防止して、明るい生活ができるようにしましょう。

特に次のことに注意しましょう。

- 幼児、老人、身体不自由者などの自力避難が困難な人だけを残しての外出は極力さけましょう。また、避難方法を考えましょう。
- 出火防止のため、ガス使用設備、電気コタツ、石油ストーブなどの燃焼器機の点検、整備を行い、安全確保に努めましょう。
- 天ぷら油、ストーブ等による万一の火災などに備え、消火器等の初期消火用具の使用方法を熟知しておきましょう。

「選択のしおり」の放映

明るい選挙推進事業



明るい選挙推進事業の一つとして、政治・選挙の倫理化をテーマとしたテレビ番組「選択のしおり」が次により十二月まで放送されます。

この番組では、各界の名士のかが、愛・人生・政治について話されますので、視聴されますようお知らせします。

放送日時 毎週土曜日午前九時三十分から四十五分まで

放送局名 KRY山口放送

出演予定者(敬称略)

坂田栄男 日本棋院理事長

柳家小さん 日本落語協会会長

中川志郎 上野動物園飼育課長

今井通子 登山家

中村寅吉 日本プロゴルフ協会会長

会田雄次 京大教授

中村桂子 科学者

古谷三敏 漫画家

中村絃子 ピアニスト

森村 桂 作家

森繁久弥 俳優

大山康晴 日本将棋連盟会長

松下幸之助 松下電器相談役



11月5日から
年賀はがき発売

十一月五日(木曜日)から年賀はがきが発売されます。毎年この時ですが売り切れにならないように早目にお買い求めください。

なお一円の寄付金つき年賀はがきを通して触れ合いの輪を広げましょう。あなたの心が社会福祉に大きく役だっております。

募金にご協力ください。



簡易保険保養センターのご案内

前月号に引き続きセンターの所在地をお知らせいたします。

- 知多美浜・惠那・鳥羽・佐渡・妙高・鹿教湯・諏訪・焼津・勝浦・箱根・石和・山中湖・潮来・塩原・磯部・寄居・旭・いわき・伊豆

- 大島・青梅・大洗・男鹿・横手・松島・米沢・郡山・碓氷関・十和田・盛岡・一関・網走・層雲峡・十勝川・洞爺・大沼、以上です。

ご利用料金など詳しいことは、秋穂郵便局へご連絡ください。合わせのうえ、ご利用ください。ようよろしくお願いいたします。

町教育推進のため最後の努力を



教育長 福嶋久雄

皆さま、ますますご健勝のことと、お喜びを申し上げます。

さて私こと、

十月二十日付けをもって、町教育長を命ぜられました。

時代の流れの極めて急な折、私ごときでつとまるか危惧いたしておりますが、本町教育推進のため、最後の努力をいたしたいと存じます。

町民皆さまの深いご支援とご協力をお願いして、ごあいさついたします。

町教育発展のためお力添えを



山下茂登

実り豊かな晩秋の候、町民の皆さまにはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて私こと、

このたび九月三十日をもって秋穂町教育委員を辞任することになりました。在任中は公私とも格段のご懇情を賜りました段、衷心よ

り厚くお礼申し上げます。各方面よりご指導いただきながらもそのご期待にそえず辞任いたしますことは、まことに申し訳なく残念に思いますが、幸いによき後任者にお引き継ぎできますことを何よりの幸せに存じます。

今後とも町民皆さまの深いご理解とご支援をお寄せいただき町教育の発展に温かいお力添えをお願いしてやみません。

本場に永い間お世話になりました。

秋穂町の発展と町民皆さまのご多幸をお祈りしつつ、紙上をかり失礼ながら辞任のごあいさつをさせていただきます。

明日を築く青少年に 温かい思いやりを



全国青少年 健全育成強調月間

次代を担う青少年を健全に育てることは、社会の一員である私たち一人ひとりの大きな課題です。しかし、現実には少年の非行や自殺問題、社会に無関心な青年層の増大などさまざまな青少年問題が起きています。このような青少年問題を解決し、健全な成長を図る上でたいせつなことは、まず、青少年自身からの使命と役割を自覚し、自己研さんを怠ることなく積極的に社会の創造に参加することです。

同時に私たちは、家庭をはじめとして、職場や地域社会など青少年を育成するあらゆる生活の場で、青少年が向上発展への意欲を高めることができるように温かく見守りながら、彼らに接することがたいせつではないでしょうか。そして自立心や社会的連帯感を生につけた一人前のおとなに育てるための努力を私たちは一日たりとも怠ってはなりません。明日を築く青少年に温かい思いやりを――。

交通安全を祈願し 愛の呼びかけを実施

秋の交通安全
健民運動のひとつとして、九月二十六日交通安全協会並びに交通安全母の会の手による「愛の呼びかけ」を町内二か所で実施しました。



愛の呼びかけをする皆さん

ドライバーや歩行者にゆとりある運転と正しい交通ルールの実践を呼びかけ、交通事故防止を誓い合いました。

みんなの健康



屋戸・緒方政晴さんの
長女 陽子ちゃん
(1才9か月)

山口県中部地区母子保健大会の開催



明日の時代を担う子どもたちが、心身ともに健全に生まれ、よい環境の中で健やかに育つことを願う私たちは、特に国際障害者年を迎えるにあたり「健全な子を生み育てる」ことの必要性和「社会生活の中での障害者に対する理解」をどのようにすればよいか……あらためて考えてみるよい機会かと思われます。皆さまがごの参加をお願いします。

とき 十一月二十四日(火)
午後一時から四時まで
ところ 山口市市民会館小ホール
プログラム
十三時〜開会行事
十三時三十分〜講演
「障害者として想うこと」
山口県ボランティア振興財団
活動推進員 中村実枝
十四時三十分〜特別講演
「障害児の早期発見と予防」
砂子療育園園長 大浦敏明
十六時〜閉会行事

あなたと国保

No. 13

問 保険証なしではお医者さんにかかれませんか。
答 やむをえず保険証では診療を受けられないために自費で診療を受けたという場合には、一度、全額を支払って、あとで七割分の払い戻しを受けることができます。これを「療養費払い」といいます。

◆療養費が支給される場合
(1)緊急その他やむをえない理由で保険証を持参できなかった場合。
(a)旅行中の急病 (b)保険証申請中 (c)家族のものが別の医者で保険証を使用していても手もとにないとき。

◆療養費払いで支給されない場合
(2)重病や手術など危険な状態
(3)歩けない病人を入院または転医させるために車を使用した場合。
(4)医師の同意により、マッサージ・はり・きゅうを受けたとき。
(5)輸血(生血に限る)をしたとき。
(6)コルセット、ギブスなどをつけるとき。
(7)精神衛生法・法定伝染病などで強制入院し、一部の費用を支払ったとき。

次のような場合には、療養費払いが認められません。
(1)国保を取り扱う病院・医院がいくらかあるのに、評判がよい、紹介されたから、知り合いだからなどの理由で国保を扱わないところで診療を受けたとき。
(2)緊急の場合とか、やむをえない理由がないのに「保険証」をもたないで自費で支払ったとき。
(3)加入の届け出を遅らせていたため、保険証を使うことができず自費で支払ったとき。
(4)そのほうが便利だからというだけの理由の付き添い看護。
(5)医師が同意しないマッサージ、あんま、はり、きゅうの治療代。

歩かずにやたら乗るくせ悪いくせ

11月5日
秋の狂犬病予防
注射(個人)を実施
日時と会場
十一月五日(木)
9:30~11:30 役場大海支
13:30~15:30 役場車庫前
料金
注射料 一頭につき、二千円
登録料 未登録犬のみ、二千円
※登録をされる場合は印鑑をお持ちください。

花香南モデル地区 みんなで取り組まれるゴミのない町づくり



花香南区に設置してあるゴミかご

近ごろ、道ゆく人が、ゴミを投げ捨てていき、区内のいたるところにゴミが見受けられるので、花香南区としては町環衛連で主唱されている「ノーポイ運動」を推進するため、区内の数箇所にゴミかご(写真)を設置し、区民総ぐるみでゴミのない町づくりに取り組んでおられます。

また、花香南区(区長・吉田平吉氏、幹事・松村賢二氏)は、早くからゴミの搬出場所に可燃物などを入れる容器をつくられ美しい町づくりに心がけておられます。なお、当該区は町環衛連会長・(安光満資衛氏)の昭和五十五年モデル地区として指定されていますので、その旨をお知らせします。

婦人ガン検診を実施します

今年も次の日程で、子宮ガンの集団検診を実施することになりました。この機会にぜひ受診されますようお願いさせていただきます。

日時と会場

十一月二十六日(木) 大海小学校体育館
十一月二十七日(金) 町中央公民館
※受付時間はいずれも午後一時三十分から二時までです。

検査料 七百五十円

※当日受付へ納入してください。

受診対象者

年齢三十歳以上で町内に居住されているかた。

申込期日および場所

十一月十日(火) までに保健衛生課へ。

11月の保健衛生行事表

日	曜日	受付時間	行事名	場所	対象
27	金	13:30 ~ 14:00	婦人ガン検診	中央公民館	30歳以上の女性希望者
26	木	13:15 ~ 14:00	成人病	大海小学校体育館	満2歳から満4歳まで
25	水	13:15 ~ 14:00	三種混合 ジフテリア 百日ぜき 破傷風	中央公民館	満2歳から満4歳まで
24	火	別記	国保検診	大海分館	国民健康保険加入者
13	金	別記	国保検診	十月号参照	国民健康保険加入者
12	木	別記	保健相談	大海分館	一般希望者
11	水	別記	保健相談	中央公民館	一般希望者
10	火	10:00 ~ 15:00	秋の狂犬病予防注射(個人注射)	大海分館	56年秋の狂犬病予防注射をうけていない犬
6	金	別記	保健相談	中央公民館	一般希望者
5	木	別記	秋の狂犬病予防注射(個人注射)	大海分館	56年秋の狂犬病予防注射をうけていない犬

毎日奨学生 制度のご案内

57年度生受付中



毎日新聞社では、働きながら自分の力で進学できる毎日奨学生制度を設けております。

この制度は、大学生、短大生、専門・各種学校生、予備校生に、各コースの奨学生制度を適用し、必要な学費の貸与、返済不要の奨学金支給のほか、生活のいっさいを保証するものです。

適用地区は福岡、北九州、東京、大阪、愛知、札幌とその周辺です。現在、来年度の奨学生を募集しております。

高校三年生および予備校生のかたは、詳しいパンフレットを無料で送りますので、ハガキで左記にお申し込みください。

なお、お申し込みの際に氏名、住所の他に電話番号、在学(出身校)、進学志望校を書き添えてください。

申込先 二八〇二北九州市小倉北区紺屋町一三一 毎日新聞西部本社内 毎日育英会広報係(電話〇九三一五四一一三三三)

第1回 秋穂88か所巡り

3歳から79歳まで100人が参加

霊場を歩くことにより、体力の向上を図るとともに、郷土秋穂の風土のすばらしさを認識し、併わせて郷土愛の高揚を図ることを目的に、十月十一日(日)に実施しました。



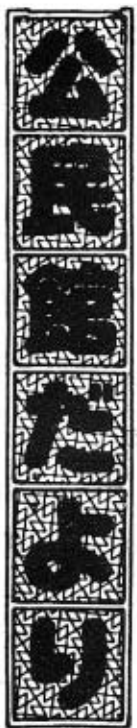
いくらかつかれた様子

澄み渡る秋空のもと、黄金色の稲穂の波に洗われて、三歳の男の子から七十九歳のおばあちゃん、遠くは防府・宇部のかたがたをお迎えし、参加者百人が第一回コース二十キロを全員元気に歩きまし

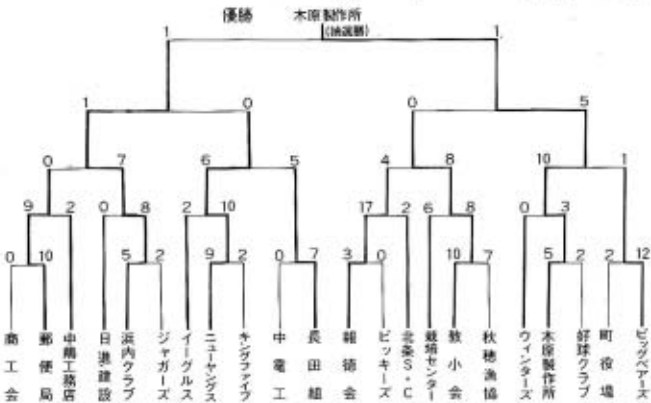
ました。前回までで霊場(八十八か所)を一回りし、今回は第一回のコースにもどりました。午前九時に公民館を出発し、黒湯・中野・天田を通り、正八幡で楽しい昼食をとり、午後は、大海峠越えで六角堂へと元気に歩きま

した。今回から参加カードを配布し、お参りした霊場に印をつけ、八十八か所全部お参りされたかたには、公民館からささやかな記念品をさし上げることになっています。次回(来春)は、今回を上回る参加者を期待しています。特に二十代・三十代の若いかた、男性のかたがたの参加をお待ちしています。

車社会の時代に、ちよつと長い距離を二本の足で歩くことのすばらしさを体験しましょう。



元気に歩く参加者の皆さん



目的 津和野(史跡めぐり) 集合場所 秋穂町中央公民館 午前九時出発 会費 二千五百円(高校生以上)、千五百円(中学生以下) 入場料等を含む 参加対象 町民(小学三年生以下は保護者同伴) 予定人員 百五十人(定員になりしだい締め切りとします) 申込期限 十一月二十日(金) までに会費を添えて中央公民館、または大海分館へお申し込みください。

携行品 弁当、水筒、雨具、タオル、運動のできる服装等 その他詳細については、公民館へお尋ねください。

日ごろの練習成果を発揮 第10回町長旗争奪ソフトボール大会 さわやかな秋空のもと、十月十八日(日)二十三チームが参加して、第十回町長旗争奪ソフトボール大会を開催しました。一戦一戦白熱したゲームが展開され、一投一打に声援があがり、好守、好走に出場選手の日ごろの練習の成果が発揮されたすばらしい大会でした。大会の結果は次のとおりです。

優勝 木原製作所
準優勝 浜内クラブ
第三位 教小会
ニューヤングス

町民歩け歩け大会 11月29日に実施 県民スポーツ総参加運動の一環として、自然に親しみ、歩くことのすばらしさを知り、健康の保持増進を図ることを目的に、次の要領で町民歩け歩け大会を実施いたしますので、町民の皆さんの参加をお待ちします。

期日 十一月二十九日(日) 小雨決行



壮年体力テスト実施

全員若い体力年齢を保持

健康は私たちの生活を支える基盤です。その健康を保持増進させるために、私たちは日ごろから自分の体力を知り自分に適した運動を行うことがたいせつです。

十月十日体育の日に恒例の壮年体力テストを実施しました。

今年の参加者は三十人でしたが、参加者全員次の五種目のテストに懸命に取り組みました。

- ①反復横とび(敏しょう性) ②垂直とび(瞬発力) ③握力(筋力)
 - ④ジグザグドリブル(巧み性) ⑤急歩(持久力)
- 以上の五種目の合計得点で、自分の体力年齢を判定します。



すばらしいジャンプ力

参加者全員、生活年齢に比べ、若い体力年齢(二十歳代)を保持していることがテストの結果わかり、自分の体力のすばらしさに満足気でした。しかし、種目によっては、個人のばらつきがありますので、劣っている体力を自覚し今後の体力の保持増進に役だてたいものです。

毎年体力テストを実施する予定です。町民の皆さん、自分の体力や健康状態を知り、明るく豊かな生活の基盤である健康づくりのためにも、多数のかたがたの参加をお待ちしています。

11月の学級・教室開催日

◎公民館の休館：毎週月曜日・祭日

日 曜	中央公民館	大海分館
1 (日)	バドミントン 町文化祭	
2 (月)		
3 (●)	ギターとソプラノの夕べ(主催音楽)	
4 (水)	秋小19:00 高齢者・絵画・詩吟・卓球	謡曲
5 (木)	民謡・居合・洋裁	
6 (金)	トレーニング・民謡・青年団	
7 (土)	茶道	
8 (日)	バドミントン・ギター・サッカースポ少(秋小)	民謡詩吟
9 (月)		
10 (火)	トレーニング・剣道・青年団・華道	
11 (水)	絵画・詩吟・卓球	謡曲
12 (木)	民謡・居合・楽焼	
13 (金)	トレーニング・社交ダンス	茶道
14 (土)	園芸	
15 (日)	バドミントン・近郷剣道大会・サッカースポ少(秋小)	詩吟
16 (月)		
17 (火)	トレーニング・剣道・青年団・和裁	
18 (水)	絵画・詩吟・卓球	謡曲
19 (木)	民謡・居合・洋裁・家庭教育学級	
20 (金)	トレーニング・民謡・青年団	
21 (土)	茶道	
22 (日)	第4回オープンバレー大会・バドミントン・ギター	詩吟
23 (●)	近郷サッカースポ少大会	
24 (火)	トレーニング・剣道・青年団・華道	謡曲
25 (水)	絵画・詩吟・卓球	
26 (木)	民謡・居合	園芸
27 (金)	トレーニング・社交ダンス	茶道
28 (土)		
29 (日)	町民あるけあるけ大会	
30 (月)		

家庭教育通信

No. 67

“しつけのいろは 幼児期のしつけ” (身体的)

「り」
理屈より
子理屈より
子の成長。
まず見つけよう

子どものしつけは、子どもの発育に応じて行わなければなりません。子どもの発育でいちばんよくわかるのはからだです。身長が伸び、体重が重くなり、その成長が目に見えてわかることは、親としてほんとうに楽しみなものです。お父さんやお母さんの中には、育児書と首っ引きになったり、また、近所の子どもや兄弟と比べて「この子は背が高い」とか「どうして高くないのかしら」と一喜一憂する人があります。しかし、子どもは、その子なりの成長の特徴を持っており、一人ひとり違います。本や標準表のとおりにはいりません。

心や知能についても同じことが言えます。あまり神経質にならないで、おらかに子どもの成長をよく見守り、いつ何をしつけるかを考えてください。



郷土史 (98)

佐波家の祖

佐波家の祖佐波善四郎三善義連は応神天皇の後胤で、常陸国から正治元年(一一六一)石見国邑智郡佐波庄(邑智郡七村と女濃郡十五村)に移り、邑智郡七村を領有して沢氏の初代となる。

石州における佐波家先祖の墓地



を中心に居住し、その間の歴史や遺跡は現に島根県側に残っている。その中で中心人物は、皇室出の武士で南朝を正統として勅命を奉じて京師に供奉し、朝廷に殉じた沢善四郎顕連がある。観応元年(一二三〇)に没し、忠孝両道を全うした典型的な武士であった。(石見誌)

その善四郎の死後、沢家は是久家・嘉連家・善崇家・清連家・赤穴家の五家にわかれる。以下各家系の概要を述べる。

是久家は代々沢家を名乗る。はじめ大内氏を頼ったが、大内氏没落後は浪人となり、永祿十二年に大内太郎左衛門輝弘が山口に乱入して大内氏再興をはかったとき、毛利側の吉川元春に属して戦功をたて、感状をうけ、その子も輝元に属して秀吉征韓に功をたてた。その子孫は明治初期に広島に転住し、現在呉に居住している。

嘉連家は、はじめ沢、のちに佐和、佐波と改姓。この家系は弘治二年(一五五二)に隆連(天文二十年没)、隆秀(文祿三年・一六〇四没)の父子が毛利に属して戦功をたて、その後輝元・元春・隆景らに重用され、のち毛利家との縁組みもあり、毛利家古文書では、この嘉連家が直系となっている。

秋穂の佐波家はこの嘉連家からわかれた清連家の末裔であるが、このことはあとで詳しく述べる。このほかに赤穴家がある。赤穴家

は毛利と共に萩に移ったが、一万七千石の高祿から三百石に大幅に減石されて一族を養って行けなくなり、先祖発祥の地島根県八谷に移った。その末裔は、瀬戸山城所在の島根県飯石郡赤来町で、現在農業に従事している。

秋穂の佐波家

清連家は、嘉連家九代隆秀の三男元嘉を祖とする家柄で、その二代目景善の代から佐波姓を母方の原姓に改め、それより善貞、貞政の二代を経て、延享五年(一七四八)没

の清秀の代に再び佐波姓に戻す。

初代元嘉から十三代目に小伝治があり、慶応三年(一八六七)五月二日に没している。この小伝治の代に、嘉永元年(一八二〇)十一月二十七日、秋穂浦給領主井原氏の陪臣で武士の身分であった山本良左衛門の二男善治を入籍し、家系を継がせている。(譜録・風土注進案・戸籍)

小伝治には長男英治・次男勘七・三男肇があったが、家計の困窮により家系を譲ったもので、こうした例は珍しいことではない。

小伝治の長男英治は奇兵隊に入って軍功をたて、明治七年には一代扶持米一人半を給されている。また新たに佐波家を継いだ善治

旧家・佐波家

の次男隆治郎は村上家を再興したが、この人も幕末に鋭武隊に入隊して軍功をたて、明治七年に十年間扶持米一人半を給されている。この隆治郎には五男二女があった。(戸籍・役場文書)

善治は家塾を経営していたこともあり、明治十四年十一月二十八日に長男雄之進に家督を譲り、明治二十四年八月二十日に死去している。(戸籍)

雄之進は嘉永三年(一八二〇)の生まれで、大正七年(一九一八)八月二十六日に死去しているが、その間明治十五年(一八八二)十月から秋穂

東西両本郷村の戸長(村長)に選ばれ、明治二十年までその職に尽くした。

雄之進には男の子がなく、長女ヨシに小郡町山根平兵衛の次男亀松を養子に迎えた。亀松は軍人となり、陸軍砲兵少佐となった人で、千葉県習志野砲兵連隊勤務を最後に郷里に帰り、小郡農学校の教師をつとめた。昭和十二年四月から

同十九年一月までは産業組合長、さらに太平洋戦争末期の昭和十九年六月十四日から終戦後の昭和二十二年三月十五日まで秋穂町長をつとめ、また十九年五月から二十一年三月までは農業会長を兼務。清廉の人で、戦中戦後苦労が多かった。

亀松の長男素一が現在佐波家の当主で、京城歯科医学専門学校を卒業、島根県倉吉病院、浜松市浜松病院歯科等に勤務ののち、昭和十八年に秋穂町下村で開業。一時応召内地勤務ののち、再び開業しており、昭和五十五年十一月、町制施行四十周年記念式には、町から厚生功労者として表彰された。

素一の長男義連は父のあとを継いで歯科医となり、現在新南陽市富田で開業している。

一方家系を譲った側の英治には後嗣の男子がなかったため、娘テツに養子乙松を迎えた。この乙松に、茂・敏男・彰・シズエ・イサミの三男二女がある。このうち長男の茂は昭和十九年三月に応召、太平洋戦争で小倉高射砲隊から戸畑守備隊を経て特別志願をし、第一戦硫黄島の戦に加わって、昭和二十年三月十七日に玉砕した。

次男敏男は、昭和十五年九月に日中戦争に応召。第一戦に転戦後太平洋戦争を迎え、昭和十八年二月十一日ガダルカナル島に転戦、九死に一生を得て生還し、現在長浜に居住している。

三男彰は大海北条藤田家の養子になり、出征中の佐波家を預かり留守役を果たした。

以上名門佐波家について述べたが、地元資料のほかは北条藤田彰氏から提供をうけた。

(秋穂町教育委員会嘱託

田中 稔)

土地や建物を売ったときの税金の計算方法

土地や建物を売ったときの利益を譲渡所得といい、他の所得とは分離して所得税を計算します。

譲渡所得は売った土地や建物をいつから持っていたかによって長期と短期に区分します。取得時期が昭和四十三年十二月三十一日以前の場合を「長期譲渡所得」、昭和四十四年一月一日以後の場合を「短期譲渡所得」としてそれぞれの方法で所得税を計算します。

一、長期譲渡所得の税金の計算

譲渡所得ー特別控除(通常は百万円)＝課税譲渡所得

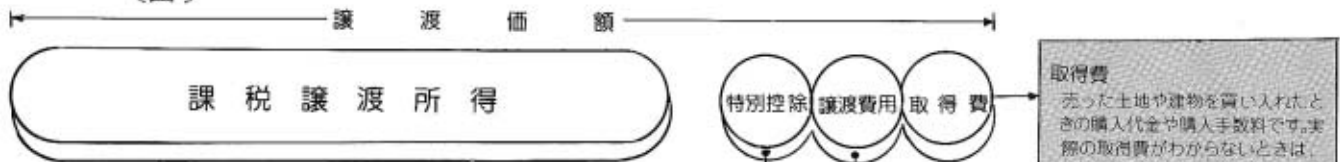
譲渡所得から特別控除を差し引いた課税譲渡所得が四千万円を超えるかどうかにより図のように計算します。

短期譲渡所得の税額の計算

短期譲渡所得には、通常、特別控除はありませんから、そのまま課税譲渡所得になります。

税金の計算は図のとおりです。

〔図〕



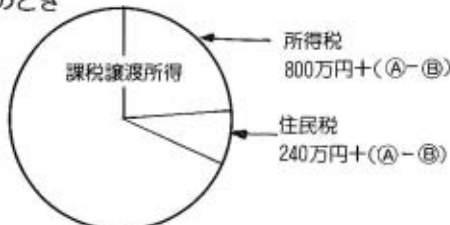
長期譲渡所得の税金の計算

昭和43年12月31日以前から持っていた土地や建物を売った場合です。

①課税譲渡所得が4000万円までのとき



②課税譲渡所得が4000万円を超え8000万円までのとき



① $A = (\text{その他の課税所得} + \text{課税譲渡所得} \times \frac{1}{2}) \times \text{税率}$
 ② $B = (\text{その他の課税所得} + 2,000 \text{万円}) \times \text{税率}$

③課税譲渡所得が8000万円を超えるとき

上記②の算式のAを次の算式にして計算した額
 $\text{その他の課税所得} + (\text{課税譲渡所得} - 8000 \text{万円}) \times \frac{3}{4} + 4000 \text{万円} \mid \times \text{税率}$

短期譲渡所得の税金の計算

昭和44年1月1日以後に買った土地や建物を売った場合です。

①と②のどちらが多い額



② $(C - D) \times 110\% \dots$ 所得税・住民税それぞれについて計算します。

③ $C = (\text{その他の課税所得} + \text{課税譲渡所得} - 50 \text{万円}) \times \text{税率}$
 ④ $D = \text{その他の課税所得} \times \text{税率}$

その他の課税所得とは、譲渡所得以外の所得から配偶者控除、扶養控除、基礎控除、保険料控除などを差し引いた額です。控除額は所得税と住民税で異なります。

取得費
売った土地や建物を買い入れたときの購入代金や購入手数料です。実際の取得費がわからないときは、譲渡価額の5%を取得費とします。

譲渡費用
土地や建物を売るために直接支出した費用で、次のようなものです。
①仲介手数料 ②測量費用 ③印送料 ④建物をこわして土地を売ったときの取りこぼし費用

特別控除 (主なもの)
〔ふつうの場合〕
長期譲渡所得……100万円
短期譲渡所得……0
〔特別の場合〕
自分で住んでいるあと土地を売ったとき……3000万円
取用などのとき……3000万円

税を知る週間

△11月11日～17日▽

国は、私たちが豊かで幸福な生活ができるように、幅広い活動をしており、税金はその活動のたいせつな財源となっています。そこで、今年も十一月十一日から十七日までを「税を知る週間」として、

- ① 税務行政の現状のお知らせ
 - ② 納税者に役だつ税知識の普及
 - ③ 税務相談窓口の利用
- などに重点を置き、税金について、そのしくみや使い道などを皆さんに正しく理解していただくことにしています。

福祉年金証書をお返しいたします

11月11日から

国民年金の老齢・障害福祉年金を受けておられるかたは、定時届けが済みしましたので、お預かりしていました年金証書を十一月十一日から町民課福祉係または、大海支所でお返しいたします。

なお、十二月期の支払いは、十一月十一日から受けられます。持参するもの、年金を受けるときに使用される印鑑

退職金額早見表

(一部の例を示したものです) (国庫補助金を含む)

掛け金月額 年数	1,200円	3,000円	5,000円	10,000円	16,000円
1 (年)	円 4,320	円 10,800	円 18,000	円 36,000	円 57,600
2	28,800	72,000	120,000	240,000	384,000
3	45,470	110,270	182,270	362,270	578,270
5	87,540	212,280	350,880	697,380	1,113,180
10	243,870	573,090	938,890	1,853,390	2,950,790
15	446,270	1,048,730	1,718,130	3,391,630	5,399,830
20	705,330	1,657,530	2,715,530	5,360,530	8,534,530
30	1,516,000	3,562,600	5,836,600	11,521,600	18,343,600



従業員に退職金制度を

中小企業退職金共済制度は国の制度で安全であるうえ、いざというときに退職した従業員へ確実に退職金が支払われる点で、労使双方から喜ばれています。五十五年の法律の改正から、内容も一段と拡充されましたので、この機会に中小企業者の皆さまがたのご利用をお勧めします。

制度の特色

① 掛け金は、全額免税です。
② 退職金額に国庫補助金がつきます。

③ 福利厚生施設を設置する場合の資金を低利で受けられます。

制度の利点

① 月々わずかな掛け金で将来多額の退職金が用意できます。(退職金額表参照)

② 国の制度ですから安全・確実に手続きは簡単です。

③ 掛け金月額の増額はいつでもできます。

④ 従来から勤務している従業員については、加入前の過去の勤務期間を通算することもできます。

加入できる企業

常用従業員三百人(卸売業百人、小売業、サービス業五十人)

以下の企業または資本金一億円(卸売業三千万円、小売業、サービス業一千万円)以下の企業であれば、法人企業でも、個人企業でも加入できます。

毎月の掛け金

掛け金は、従業員ごとに千二百円から一万六千円までの十九の掛け金月額の中から決めていただき、毎月納めていただきます。

加入の手続き

所定の申込書(金融機関に備え付け)にご記入のうえ、申込金を添えてお近くの金融機関へ申し込んでいただきます。

詳しくは、山口県労政課(電話 山口二二一三一)へ。

「俳諧歳時記」をひもとくと初猟、という言葉が目につきます。ハンターにとっては、やはり解禁の日が何よりの楽しみ。前の晩から現場へいって待期する模様が、よくテレビなどで紹介されます。

解禁の日は、北海道が十月一日、それ以外の所は十一月十五日。狩猟期間は、北海道が一月三十一日まで、その他の地域は二月十五日までです。

狩猟の対象になる鳥獣は「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」で鳥が三十種、獣が十七種類と決

歳時記 狩猟解禁

められています。鳥ではキジ、ヤマドリ、カモ類などはおなじみですが、ハシブトガラス、ミヤマガラスなどのカラス類も入っています。

獣類では、クマ、タヌキ、キツネなどはよく知られています。シカ、イタチは、オスに限ってとることができます。またあまり知られていないようですが、飼い主に捨てられた犬やネコが山などに入って野性化した野イヌや野ネコも、狩猟の対象になります。

ところで狩猟区域ですが、最近では、野性鳥獣保護のために

狩猟のできる場所が少なくなっています。鳥獣保護区、銃猟禁止区域、銃猟制限区域、休猟区が全国土のほぼ二・六割あるほか、家の立て込んだ所や公園、神社、お寺などでは狩猟はできません。

自然に生きる動物を撃つてはかわいそうと思う一方で、狩猟の楽しさや山里の民宿などでのシシ鍋やカモ汁の味もまた捨てがたい——そこら辺が難しいところですよ。

ともあれ、ハンターのかたは、銃の取り扱いや管理にはくれぐ

れも注意してください。最近のデータによりますと、一年間の猟期中の事故は、全国で百二十一件、そして十人のかたが亡くなっています。事故防止には万全の配慮を。



中小企業に働く皆さんの福祉増進に！

中小企業労働者共済会に加入しましょう

●共済事業 共済事業は、Ⅰ型・Ⅱ型・高齢者型の三種類があります。Ⅰ型の掛け金および給付額はⅡ型の半額です。(別表一)

●融資あっせん事業 加入事業所および会員のかたに、別表二のような県制度資金の貸し付けあっせんをします。お気軽に町産業課または防府労政事務所にご相談ください。

●福利厚生事業 共済事業に一年以上加入されますと、次の事業の利用ができます。

一、指定保養施設利用割引事業 共済苑(山口市)、いこいの村(下松市)などの指定保養施設で、宿泊休養した場合、利用料金の一部二千円を共済会連合会が負担します。

二、保証料免除事業 金融機関から次の資金を(財)山口県福祉基金協会の保証により借り入れる場合、保証料を連合会が負担します。中小企業労働者小口資金、中小企業労働者貸金逓払資金。

●共済契約

一、加入できる人 県内に住所または事業所を有する中小企業の労働者で契約発行日に年齢が満十五

別表(1) 共済給付金表

共済事由	型種 月額掛け金	型種 月額掛け金		
		Ⅱ型 900円	高齢者型450円 (65歳～70歳のみ)	
死亡	交通事故死亡 事故があつてから180日以内の死亡	400万円	100万円	
	労働災害死亡 労働災害による事故死亡			
	その他の死亡	200万円	10万円	
配偶者死亡	原因をとわず	10,000円	5,000円	
麻疾	労働災害による	400万円	100万円	
	交通事故による			
	その他の疾病・傷害による	200万円	10万円	
障害	交通事故 身体の一部を失つたり、機能を廃したとき	200万円～ 8万円	100万円～ 4万円	
	労働災害			
入院	交通事故によって傷害を受け入院したとき 180日の範囲内	1日 2,000円	1日 1,000円	
	労働災害によって傷害を受け、5日以上入院したとき 120日の範囲内	1日 2,000円	1日 1,000円	
	その他の疾病・傷害によって、10日以上入院したとき 60日の範囲内	1日 1,000円	—	
自宅治療	交通事故によって医師の治療を受け、休業したときの期間に応じ	10日以内 14,000円 11日以上 18,000円 21日以上 24,000円 この間10日増すごとに 10,000円増額 91日以上 94,000円	10日以内 7,000円 11日以上 9,000円 21日以上 12,000円 この間10日増すごとに 5,000円増額 91日以上 47,000円	
住宅災害	火災または 消防破壊	全焼(壊)	100万円	50万円
		半焼(壊)	90万円以内	45万円以内
		一部焼(壊)	30万円以内	15万円以内
	風水害	全壊・流出	10万円	5万円
		半壊 床上浸水	50,000円以内 10,000円	25,000円以内 5,000円
結婚	この制度に満2年以上継続加入している人	10,000円	—	

(注) 労働災害とは、労働者災害補償保険法により給付の対象となる事故をいいます。よって、労災保険の適用を受けない事業所または、未加入の場合は、上記の労働災害を共済事由とする共済給付金は支給されません。

別表(2)

区分	限度額	貸付期間 (以内)	利率	保証料	その他の条件	
中小企業労働者小口資金	万円 60	年 3	% 6.0	% 0.7	教育資金、療養傷病資金、災害資金、冠婚葬祭資金など	
勤労者 住宅建設促進資金	380	20	6.75	0.12	住宅金融公庫および被保険者住宅転貸資金の融資を受ける人	
被保険者 住宅転貸資金	550	25 ～ 35	6.0	◇	厚生年金保険、船員保険に3年以上加入している人	
中小企業労働者 宅地取得資金	300	10	6.75	◇	住宅金融公庫の融資を受け5年以内に住宅を建てる人	
中小企業労働者 貸金逓払資金	45	6ヶ月	4.7	0.7	構造不況業種事業所等に勤務しており、資金が逓払となっている人	
事業所には	労働福祉施設整備資金	1,500 ～ 3,000	10 (身障18)	7.45	◇	中小企業者および団体
	心身障害者 中高年齢者 等雇用促進資金	1人につき 300 1企業 1,200	運転 5 設備 10	7.2	◇	◇

なお、金利水準の変更等に伴い貸付利率等の変更がありますので、利用にあたっては、じゅうぶんに注意ください。
中小企業労働者小口資金は、20万円以内の借り入れ申し込みのみに限り、緊急融資も可能です。
取扱金融機関 ●県内労働金庫 ●県内信用金庫 ●山口相互銀行 ●山口銀行(小口資金労働福祉施設資金 雇用促進資金のみ)

役場



歳から七十歳までの健康で正常に就業している人。

二、契約の発行日時 原則として共済掛金を納入した日の属する月の翌月の一日から発行します。

三、契約期間 特に申し出がない限り、毎年自動的に更新します。

四、共済の型種 事業所を通じて加入する場合は高齢者型を除き、加入者全員をⅠ型またはⅡ型のどちらかに統一してください。また、事業所が従業員共済掛金を負担した場合、税法上損金または必要経費として処理できます。

五、共済掛金 共済掛金は前納制です。年払い、半年払い、月払いがあります(個人加入は年払いのみ)

●その他 詳しいことは、町役場産業課内秋町共済会へどうぞ。



住宅建設資金 融資のご案内

住宅金融公庫から

住宅金融公庫では、長期（木造二十五年）低利（年五・五割）の住宅資金の貸し付けを、十一月十九日まで受け付けます。

住宅を新築（現在の住まいを取りこわして建て替える場合も可）される計画のあるかたは、最寄りの「住宅金融公庫業務取扱店」と表示のある金融機関の窓口へ相談してください。

昭和56年分 給与所得の年末 調整の説明会

今年も給与所得者の年末調整の時期となってまいりました。給与所得者にとって年末調整は、その年の所得税について精算し、確定することになっております。この事務を担当していただいております源泉所得徴収義務者に年末調整のしかたや関係調書などの作成について、次により説明会が開かれます。

日時 十一月十七日 午後一時

三十分から

場所 秋穂町中央公民館会議室

山口県の最低 賃金が改正

県内で働く労働者の最低賃金が、次のように改正されました。
最低賃金 一日二千八百六十円
時間給の場合 一時間三百五十八円

なお、いわゆる精皆勤手当、通勤手当、家族手当は、この最低賃金では賃金に算入しないものとされています。

中小企業設備 近代化資金の募集 期間を延長

今年度の中小企業設備近代化資金（県制度融資）の申込期限を九月三十日としておりましたが、現在までの申し込み状況から募集期間を三か月延長し、十二月三十一日まで受け付けることになりました。

第4回オープン バレーボール大会

11月22日に開催

町民のスポーツ振興と健康づくりをねらいとして、第四回オープンをバレーボール大会を開催します。

です。

大会は、回を重ねるごとに参加チームの力が向上し、強弱の差がなくなり、強打と好守があいつぎすばらしい内容になってきました。

前回は、男子五チーム、女子十二チームが参加し熱戦を展開しましたが、今回はそれを上回る参加を期待しています。

大会の要項は次のとおりです。

日時 十一月二十二日（日）
会場 秋小・大海小体育館
種目 一般男子、女子の部、いずれも九人制

競技方法 トーナメント方式
出場資格 秋穂町バレーボール協会の登録チームであること（登録チーム単位で編成すること）
詳しいことは、中央公民館へお尋ねください。

補聴器の修理は大海 支所でも行います

日時 第二金曜日午後三時から
三時三十分まで

場所 町民相談室、大海支所（午後四時から四時三十分まで）

相談は無料ですが、修理費については、一部負担していただく場合があります。身障者手帳のないかたは、実費となります。

この社会あなたの税が生きている

町の人口

<前月対比>

人口	9,287人	+14
男	4,428人	+2
女	4,859人	+12
世帯数	2,475	+2

<住民基本台帳 10月1日現在>

部	落	氏	名	年齢	逝去の日
黒	北	吉	富喜一	80	9月18日
浜	中	松	永松太郎	82	同 24日
日	地	籠	村勘治	67	同 25日
本	町	御手洗	梅作	78	同 27日
浜	内	立	花安之信	78	10月2日
東	天田	谷	野タ子	89	同 7日

(9月16日~10月15日届出)

冥福を祈ります (敬称略)

11・12月(予定)の休日診療医院 (吉南医師会)

時間：9時から18時まで

日	内科 I	電話	内科 II	電話	外科	電話
11月1(日)	小郡・岡村医院	08397-③-2053	阿知須・共立病院	083665-2200	小郡・嘉村外科	08397-②-2513
3(祝)	〃 小児科柳沢医院	〃 ③-3121	秋穂・小野病院	2353	鑄銭司・相川医院	083986-2177
8(日)	〃 岡村医院	〃 ②-2388	秋穂・有富医院	2705	小郡・村田外科	08397-②-7100
15(日)	〃 池田医院	〃 ②-1002	二島・藤井医院	083987-2002	阿知須・同仁病院	083665-2130
22(日)	〃 林病院	〃 ②-0411	嘉川・村田医院	083989-2510	小郡・小川整形外科	08397-②-2887
23(祝)	〃 浜本小児科	〃 ③-0616	嘉川・田村内科	〃 -4749	〃 三隅外科	〃 ②-1003
29(日)	〃 第一病院	〃 ②-0333	阿知須・同仁病院	083665-2130	〃 第一病院	〃 ②-0333
12月6(日)	〃 上郷医院	〃 ②-0916	二島・賀屋医院	083987-2033	〃 小林外科	〃 ③-1515

今月の心配ごと相談日 10日(火)大海分館・20日(金)老人福祉センター